

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業種別		年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者		1	0	0	0	0
	麻薬卸売業者		31	31	30	29	29
	麻薬小売業者		1,393	1,399	1,411	1,413	1,403
	麻薬管理者		477	483	501	515	521
	麻薬施用者		6,211	6,343	6,460	6,531	6,590
	麻薬研究者		54	53	56	52	57
	計 a		8,167	8,309	8,458	8,540	8,600
けし・大麻取扱者	けし栽培者		0	0	0	0	0
	けし研究者		0	0	0	0	0
	大麻栽培者		0	0	0	0	0
	大麻研究者		8	9	8	8	8
	計 b		8	9	8	8	8
合計 (a + b)			8,175	8,318	8,466	8,548	8,608
麻薬診療施設	病院		223	221	219	221	222
	一般診療所		1,183	1,184	1,174	1,159	1,146
	歯科診療所		6	6	7	6	6
	飼育動物施設		162	161	151	151	146
	計		1,574	1,572	1,551	1,537	1,520

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別		年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
対象業務所数	a		3,060	3,064	3,054	3,039	3,017
立入検査実施数	b		1,023	885	1,107	1,209	1,182
実施率 (%)	b/a		33.4	28.9	36.2	39.8	39.2
違反業務所数	c		104	69	77	60	72
違反率 (%)	c/b		10.2	7.8	7.0	5.0	6.1

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和6年12月31日現在)

事項 保健所等	麻薬取扱者 (a)										けし・大麻取扱者 (b)					合計 (a+b)	麻薬診療施設				
	家庭麻薬 製造業	麻薬 卸売業	麻薬 小売業	麻薬 管理者	麻薬施用者				麻薬 研究者	計	けし 耕作者	けし 研究者	大麻 栽培者	大麻 研究者	計		病院	一般 診療所	歯科 診療所	飼育動 物診療 施設	計
					医師	歯科 医師	獣医師	小計													
西部	0	0	68	27	325	3	3	331	0	426	0	0	0	0	0	426	13	51	0	3	67
西部広島	0	0	72	31	220	3	7	230	2	335	0	0	0	0	0	335	11	55	1	7	74
西部呉	0	3	138	50	597	8	19	624	4	819	0	0	0	0	0	819	27	102	0	18	147
西部東	0	3	106	43	344	1	14	359	3	514	0	0	0	0	0	514	19	77	1	12	109
東部	0	5	137	42	492	4	17	513	9	706	0	0	0	3	3	709	22	108	1	13	144
東部福山	0	6	240	99	925	6	52	983	12	1,340	0	0	0	1	1	1,341	42	172	0	30	244
北部	0	3	46	13	190	1	5	196	0	258	0	0	0	0	0	258	9	37	0	5	51
県保健所計	0	20	807	305	3,093	26	117	3,236	30	4,398	0	0	0	4	4	4,402	143	602	3	88	836
薬務課	0	9	0	216	3,217	64	73	3,354	27	3,606	0	0	0	4	4	3,610	79	544	3	58	684
広島市保健所	0	0	596	0	0	0	0	0	0	596	0	0	0	0	0	596	0	0	0	0	0
合計	0	29	1,403	521	6,310	90	190	6,590	57	8,600	0	0	0	8	8	8,608	222	1,146	6	146	1,520

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

令和6年度

事項	保健所等	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	総計
麻薬施用者免許証		55	27	104	49	61	257	32	661	1,246
麻薬管理者免許証		8	5	8	16	9	29	1	64	140
麻薬小売業者免許証		9	11	11	13	11	44	6	0	105
麻薬卸売業者免許証		0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬研究者免許申請		0	2	2	3	5	4	0	7	23
麻薬取扱者免許証再交付		0	0	0	1	0	1	1	1	4
覚醒剤施用機関指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者指定		0	0	0	0	2	0	0	3	5
覚醒剤原料取扱者指定		0	0	1	1	2	1	0	6	11
覚醒剤原料研究者指定		0	0	0	0	0	0	0	1	1
覚醒剤等取扱者指定証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬小売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬営業者免許証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻研究者免許申請		0	0	0	0	2	0	0	0	2
大麻研究者登録事項変更届		0	0	0	0	0	0	0	1	1
計		72	45	126	83	92	336	40	744	1,538

6 保健所等別麻薬関係立入検査状況

(令和6年)

事 保健所等	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数																	処 置							
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		麻 第 十 二 条	輸 入 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	施 処 方 せ ん の 交 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 ・ 包 容 器 記 載	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 関 す る 記 録	そ の 他	届 出			保 存			計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計
																		事 故	報 告 ・ 報 年	中 毒	譲 渡 証	帳 簿	記 録 ・ 施 用 に 関 す る 処 方 せ							
西部保健所	135	(0)	46	(0)	6	0	0	1	1	0	0	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	4	4	8	
西部保健所広島支所	148	(0)	90	(0)	11	0	0	0	2	0	1	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	14		
西部保健所呉支所	292	(0)	116	(0)	7	0	0	2	1	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	8	0	0	0	1	7	8		
西部東保健所	221	(0)	101	(0)	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4		
東部保健所	298	(0)	188	(0)	18	0	0	0	0	0	0	0	11	6	2	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	19	19		
東部保健所福山支所	503	(0)	182	(0)	15	0	0	0	2	0	0	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	15	15		
北部保健所	100	(0)	81	(0)	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3		
薬務課	724	(32)	103	(32)	7	0	0	0	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7		
広島市保健所	596	(0)	275	(0)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2		
計	3,017	(32)	1,182	(32)	72	0	0	3	10	0	1	0	7	30	24	2	3	0	0	0	0	80	0	0	0	5	75	80		

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

保健所設置市分再掲

広島市	1,320	(32)	378	(32)	8	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	9	9
呉市	270	(0)	90	(0)	5	0	0	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	5	6
福山市	457	(0)	142	(0)	15	0	0	0	2	0	0	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	15	15
計	2,047	(32)	610	(32)	28	0	0	2	6	0	0	0	1	6	15	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	1	29	30

※ 麻薬取締員欄の()内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

7 麻薬関係事犯

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
麻薬及び向精神薬取締法	件数	2	4	15	11	9
	人員	2	2	7	5	2
大麻取締法	件数	83	105	86	101	108
	人員	57	68	57	85	81
あへん法	件数	0	0	0	0	1
	人員	0	0	0	0	2
薬機法 (指定薬物)	件数	2	2	5	6	9
	人員	2	1	1	1	4

(注1) 数値は県警察本部分である。(R2年、R3年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注2) 薬器法=医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
令和2年	762	125	0	95	6	24
令和3年	700	94	0	70	6	18
令和4年	879	108	1	74	8	25
令和5年	865	131	0	91	6	34
令和6年	893	144	0	110	4	30

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和6年)

保健所 区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	広島市	計
廃棄届	22	54	72	71	84	181	36	116	257	893
事故届	4	1	13	4	11	13	12	81	5	144

※平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アヘン	1,233.2	1,850	2,150	825	771	690	559
モルヒネ	4,361.45	3491.1	3,411.45	3,427.95	3,213.4	3,080.1	2,826.4
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	3,450	3,406	2,333	2,317	2,577	3,467	4,138
ジヒドロ コデイン	0	0	5	0	0	5	0
オキシコドン	10,074.88	10,755.125	9,914.475	12,143.24	11,124.12	10,552.35	9,898.501
オキシ メデパノール	1.4	2.8	2	1.2	2.4	6.2	10.6
ヒドロ モルフォン	245.06	714.52	983.82	1,557.935	1,616.482	1,691.194	1,597.004
コカイン	80	80	60	5	5	0	0
ペチジン	2,079	2173.6	2,048.95	2,276.6	2,305.75	2,329.35	2,475.15
フェンタニル	812.3783	693.22691	655.3441	953.9057	878.6157	865.5206	852.5324
レミ フェンタニル	169.505	180.715	177.1	205.5295	217.8165	241.076	252.23
メサドン	54.6	30.8	70.6	88.6	147.6	125.2	64.6
タペンタ ドール	2,208	2,339	2,855	3,099.533	2,979.558	2,228.262	871.2704
ケタミン	1,157.7	1,238.2	1,214.7	1,711.647	1,425.504	1384.6	1,369.551

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和6年)

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
			0				0				0	0	0	0

1 1 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

令和6年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、本運動の趣旨の普及徹底を図った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2,430枚
○ ポスター（県作成）	2,900枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2,900枚
○ パンフレット（県作成）	51,800枚
○ 広 報 誌 等	12市町
○ 講 習 会 ・ 研 修 会	21か所（受講者4,171人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	16回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

12 不正大麻・けし撲滅運動

令和6年4月1日から6月30日までの3か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また、講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター	728枚
○リーフレット	1,234部
○チラシ	10,900枚
○不正けし	0本
○自生けし	41,420本
○自生大麻	0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
令和2					0
令和3					0
令和4					0
令和5					0
令和6					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
令和2					0
令和3					0
令和4					0
令和5					0
令和6					0

13 向精神薬関係立入検査状況

(令和6年)

業種	事 項	対象業務所数	立入検査回数			違反業務所数	違 反 内 容 数														措 置																			
			麻薬取締員	その他の職員	計		輸 入	輸 出	製 造 等	譲 渡 等	広 告	記 載 及び 被 包 の 載	向 精 神 薬 取 扱 者	保 管 ・ 管 理	廃 棄	事 故 届	記 録 届	年 間 届	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 等	措 置 命 令	改 善 命 令	向 精 神 薬 取 扱 者 変 更 命 令	そ の 他	計											
向精神薬輸入業者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬輸出業者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬製造製剤業者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬使用業者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免許みなし卸売販売業者		320	(2) 0	82	(2) 82	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
免許みなし薬局		1578	(10) 0	807	(10) 807	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6
向精神薬小売業者		0	(0) 2	0	(0) 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		1898	(12) 2	889	(12) 891	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7
病 院 等	病 院	231	(1) 79	199	(1) 278	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	一 般 診 療 所	2585	(2) 11	60	(2) 71	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	歯 科 診 療 所	1490	(0) 0	4	(0) 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼 育 動 物 診 療 施 設	317	(0) 5	4	(0) 9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
小 計		4623	(3) 95	267	(3) 362	8	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
向精神薬試験研究施設		26	(0) 0	2	(0) 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6547	(15) 97	1158	(15) 1255	15	0	0	0	2	0	0	4	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	15	

※ 麻薬取締員欄の () の数値は、その他の職員と行った場合の数を外数で示す。

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
令和2年	0	0	2	0	2
令和3年	0	2	0	0	2
令和4年	0	1	0	4	5
令和5年	0	0	1	2	3
令和6年	0	0	0	1	1

(2) 保健所等別事故件数

				西部東	東部	福山	北部	薬務課 ※1	広島市保健所 ※2	計
	西部	広島	呉							
令和2年	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
令和3年	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
令和4年	0	0	0	0	0	1	0	0	4	5
令和5年	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
令和6年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区 分		令和元年	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定	1	1	1	1
		県の指定	0	0	0	0
	覚 醒 剤 研 究 者	14	14	13	12	12
	覚醒剤原料取扱者	40	40	39	37	37
	覚醒剤原料研究者	10	10	11	9	8
	計	65	65	64	59	58
指定が不要なもの	薬 局	1,594	1,593	1,587	1,591	1,578
	病 院 ・ 診 療 所	4,413	4,398	4,377	4,305	4,306
	飼育動物診療所	294	312	310	313	317
	計	6,301	6,303	6,274	6,209	6,201
合 計		6,366	6,368	6,338	6,268	6,258

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和6年)

区 分	保健所等 業種別		西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	政 令 市			計	
										広 島 市	呉 市	福 山 市		
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定									1		1	
		県の指定												0
	覚醒剤研究者						3				7	2		12
	覚醒剤原料取扱者			1		4	6		4	11	4	7		37
	覚醒剤原料研究者			2						2	2	2		8
	計			0	3	0	4	9	0	4	20	9	9	58
指定が不要なもの	薬局		74	86	11	114	157	28	50	670	139	249	1,578	
	病院・診療所		204	248	32	294	356	65	135	1,990	362	620	4,306	
	飼育動物診療施設		17	18	2	28	37	10	22	110	22	51	317	
	計		295	352	45	436	550	103	207	2,770	523	920	6201	
合 計			295	355	45	440	559	103	211	2,790	532	929	6259	

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	233	196	122	131	148
人員	162	125	88	81	107

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

(2) 大麻事犯の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	83	123	95	104	119
人員	57	87	66	88	93

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日(会議名)	開催場所	議題
令和6年5月 (幹事会議)	対面開催	(1) 令和5年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和6年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (3) 令和6年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の開催について
令和6年5月 (本部会議)	対面開催	(1) 令和5年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和6年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和6年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援46団体の協力を得て、令和6年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

(4) 626ヤング街頭キャンペーンの実施

高校生や中学生などのヤングボランティアを中心として、薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブ会員等が薬物乱用防止のパンフレット、ポケットティッシュ等啓発資材を通行人に配布した。

地区名	参加人員	内訳						募金(円)	場所
		ボランティアヤング	指導員	ヤング指導員	ライオンズクラブ	その他	行政関係		
広島	72	25	14	0	9	14	10	33,469	ゆめタウン廿日市(廿日市市)
安芸	33	14	8	0	1	1	9	12,818	フジグラン安芸(安芸郡坂町)

計	126	27	16	36	18	25	43	52	21	364
---	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

※令和7年3月31日現在 (人)

(6) 広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

平成30年4月から、一定の要件を満たした県内の大学生について、大学長からの推薦に基づきヤング指導員として委嘱を開始した。

[委嘱者数]

協力大学名	福山大学	福山平成大学	福山市立大学	尾道市立大学	広島修道大学	比治山大学	広島文化学園大学	計
委嘱者数	14	11	9	1	13	2	1	51

※令和7年3月31日現在 (人)

(7) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(8) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

相談・指導業務のネットワーク化を図るため、薬物相談窓口を有する40機関による薬物相談事業推進連絡会議を開催した。

(医療法人せのがわ 瀬野川病院主催 広島県依存症専門医療機関連携会議と合同で実施)

○ 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	開催方法	議題
令和7年2月13日	WEB開催	1 薬物事犯の検挙状況等について 2 薬物乱用対策の現状等について 3 広島県依存症治療拠点機関としての取組内容等について 4 関係機関の取組状況等について

(9) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

○ 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	149	16,921
保健所等職員	18	2,678
計	167	19,599

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等

○ 小・中・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室

なし

(10) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに、薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	56	1,607
保健所等職員	11	338
計	67	1,945

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等